

ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約

第1条 適用

本規約は、KDDI 株式会社及び JCOM 株式会社（以下「KDDI 等」といいます。）が定める「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下「KDDI 等：ケーブルプラス電話約款」といいます。）を承諾し、株式会社ケーブルテレビ可児（以下「当社」といいます。）を介して、KDDI 等よりケーブルプラス電話サービス（以下「ケーブルプラス電話」といいます。）の提供を受ける者と当社の間における、設備の設置、料金の請求等（以下「本サービス等」といいます。）について適用されます。

2 当社又は KDDI 等（以下あわせて「当社等」といいます。）がホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

第2条 規約の変更

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条 契約の成立

当社所定の工事の申込みをする者が、本規約を承認し、別に定める当社所定の申込書に所要事項を記入のうえ、当社に対し当社所定の工事の申込みをし、当社がこれを承諾したときに、当社と当該申込者との間で、本規約を契約内容とする工事に関する契約が成立します（以下契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます。）。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 電話接続回線（以下「電話接続回線」といいます。）を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
- (2) 申込みをした者が、工事に関する費用その他当社に対する支払いを怠るおそれがあるとき。
- (3) その他当社の業務遂行上、支障があるとき。

第4条 設備の設置等

契約者は、ケーブルプラス電話への申込みをしたことをもって、当社が、ケーブルプラス電話に必要な設備の設置等を実施することにつき、承認したものとします。その工事及び保守等は、当社指定の機器、工法などにより、すべて当社又は当社の指定する業者が行うものとします。なお、端末装置は当社等が提供し、所有権は当社に帰属します。2 設備の設置等及び保守の工事を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又はこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

3 契約者は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

4 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。

5 契約者は当社等が提供した端末装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。

第5条 KDDI 等提供サービスに係る債権の譲渡等

契約者は、KDDI 等：ケーブルプラス電話約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDDI 等の定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求すること、を承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社等が契約者への債権譲渡に関する個別の通知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第6条 料金適用条件（料金額）

第4条第1項に定める設備の設置等に伴う料金（以下「設置等料金」といいます。）は契約者負担とし、その額は別表に定めることとします。また、KDDI等が提供するケーブルプラス電話に係る料金はKDDI等：ケーブルプラス電話約款に定めるところによります。

2 設置等料金及び前条に基づきKDDI等が当社に債権譲渡した料金（以下両者を併せて「本利用料金」といいます。）の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。また、その請求については当社指定締日で行うことといたします。

3 契約者が、本利用料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社から別に定める方法によりお支払いいただきます。

4 契約者が、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%（電気通信事業法施行規則第22条の2の13の2第2号の規定の適用に係る場合は当該規定に定める率。1年未満の場合は1年を365日とする日割計算とし、1円未満は四捨五入するものとします。）の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社に対して、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7条 サポート

契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用容態に問題がないことを確認のうえ、当社に申告していただきます。

2 前項の申告に基づき、当社は当社等の設備の修理に関する対応（以下「サポート」といいます。）のための手配を行います。但し、利用環境・容態及び申告の時間帯等により対応できない又は相応の時間を要する場合があります。

3 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びに当社等の責に帰すことのできない事由により契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

第8条 契約の解除

当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。この場合において、契約者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。

- (1) 工事費その他の債務の全部又は一部について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わないおそれのあるとき。
- (2) 契約の申込みに当たって、事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- (3) 当社が工事契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡したとき。
- (4) 電気通信回線の地中化等、当社等又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社等の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続が出来ないとき。
- (5) 工事契約又は契約者と当社との間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがあるとき。
- (6) その他当社の業務遂行上、支障があるとき。

2 当社は、前項の規定により、本契約を解除する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第9条 承諾の限界

当社は契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難であるとき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本利用料金その他債務の支払いを現に怠り若しくは怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場

合は、その請求をした者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 10 条 個人情報

当社は、契約者の個人情報を個人情報の保護に関する法律及び当社の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

附則

本規約は 2024 年 1 月 1 日から施行します。

【別表】

●設置等料金の額（第 6 条第 1 項関連）

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建住宅	集合住宅
利用開始時	当社既加入者	追加工事	1 ケーブルプラス 電話接続回線毎	実費	実費
	当社未加入者	新規工事	1 ケーブルプラス 電話接続回線毎	実費	実費
本サービス解約時	本サービス加入者	撤去工事	1 ケーブルプラス 電話接続回線毎	実費	実費

注 上記の設置等料金について、電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 13 の 2 第 2 号の規定の適用があるときは当該規定に従って取扱います。

端末設備貸出サービスに関する契約条項

第 1 条（端末設備の貸出）

株式会社ケーブルテレビ可児（以下「当社」といいます。）は、ケーブルプラス電話加入者（以下「加入者」といいます）に対し、その加入者との間で締結している 1 のケーブルプラス電話契約につき、1 の当社が別途指定する端末設備

（種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換および IP ルーティング等の機能を有するものをいいます。以下「ホームゲートウェイ機器」といいます。）を無償で貸与します。

第 2 条（端末設備機器の設置および撤去等）

当社は、前項に基づき加入者に貸与する端末設備機器を加入者が指定した設置場所（ただし、電話サービスの提供を受けられる場所に限りません。）に設置し、その設置した日から加入者に対する当該端末設備機器の貸与が開始されるものとします。

2 加入者は、端末設備機器と加入者の機器とを接続しようとするときは、その接続方法および設定内容等について当社の指示に従うものとします。

3 端末設備機器と加入者の機器との接続に必要となる物品および端末設備機器を使用するにあたり必要となる電源等は、加入者の責任と費用負担で準備するものとします。

4 当社は加入者に対して、貸与開始において端末設備機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、端末設備機器の商品性および加入者の使用目的への適合性については一切担保しません。

第3条（端末設備機器の使用および保管など）

加入者は、端末設備機器を善良なる管理者の注意を持って使用および保管するものとします。

2 加入者は、端末設備機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己もしくは第三者のための担保として提供し、または使用させ、端末設備機器を改造もしくは改変または加入者が利用契約において指定した当該端末設備機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、加入者は、電話サービスを利用する目的以外に端末設備機器を使用してはならないものとします。

3 加入者は、端末設備機器に故障、滅失または毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障、毀損等の生じた端末設備機器（以下「故障品」といいます。）と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常な端末設備機器（以下「代品」といいます。）を提供し、加入者は、故障品を当社に返却するものとします。

4 前項の規定に拘らず、当社は、加入者の責に帰すべき事由により端末設備機器に故障、滅失または毀損等が生じたときは、加入者に対し、別表1「端末設備機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。

第4条（端末設備機器の返還等）

加入者は、解約等の理由で端末設備機器の返還が必要となった場合は、その旨を速やかに当社へ連絡し、端末設備機器の返還に係る工事の依頼を行うこととします。

2 端末設備機器の返還に係る工事は、当社が特別と認める場合を除き、当社または当社が指定する業者が行うものとします。

3 解約等の理由で利用契約が解除された場合、加入者は直ちに端末設備を返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は解約費用とは別に、端末設備機器購入代金相当額を請求できるものとします。

第5条（責任の範囲）

当社および JCOM 株式会社（以下「当社等」といいます。）は、当社等の責めに帰すべき事由に基づく端末設備機器の故障、滅失または毀損等により加入者が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。ただし、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

2 当社等は、端末設備の修理等にあたって当社等の責めに帰すべき事由により加入者の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。ただし、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

3 前二項の場合において、当社等は、当社等の責めに帰すべからざる事由により加入者が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。

別表1 端末設備機器購入代金相当額

端末設備機器購入代金相当額	14,300 円
---------------	----------